

## 消費税率変更等に伴うガス料金改定について

内閣府沖縄総合事務局は、消費税率変更及び地球温暖化対策のための税額(石油石炭税)の変更に伴い、管内の一般ガス事業者1社からガス事業法(以下「法」という。)第17条第7項の規定に基づく「一般ガス供給約款<sup>※1</sup>」及び同条第12項の規定に基づく「選択約款<sup>※2</sup>」の変更届出を、また、簡易ガス事業者<sup>※3</sup>28社から法第17条第7項の規定に基づく「簡易ガス供給約款」の変更届出を受理しました。

別紙「届出事業者一覧」参照

※1供給約款とは、家庭用等の一般の需要家向けの料金その他の供給条件を定めたもの。

※2選択約款とは、ガスの利用状況や保有設備に応じて選択できる料金その他の供給条件を定めたもの。

※3簡易ガス事業者とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業者であって1の団地内におけるガスの供給戸数(供給地点数)の数が70以上のもの。

### 1. 変更届出の概要

届出内容は、消費税率が5%から8%に変更されることに伴い、ガス料金に新たな消費税率を反映させるものです。

また、併せて「地球温暖化対策のための税(石油石炭税)」による原料価格の上昇分(税の上乗せ相当額:2段階目)を従量料金に反映させる内容となっています。(一部事業者を除く)

### 2. 実施時期

変更届出は、消費税関連は平成26年4月1日から、「地球温暖化対策のための税」関連は平成26年5月1日以降から実施されます。

なお、ガス料金は30日を1算定期間としていることから、料金の計算は、1算定期間の始期が平成26年3月31日までの場合は、料金の支払いが4月であっても消費税率は5%が適用されます。また、地球温暖化対策のための税についても、同様に算定期間の始期が平成26年4月30日までの場合は、料金の支払いが5月であっても旧税額が適用されます。

### 3. ガス料金への影響額(税込試算)

#### (1) 消費税率変更に伴う家庭1月当たりの影響額

一般ガスと簡易ガスは熱量が違う(注4)ため、同一熱量(一般ガス16㎡簡易ガス10㎡)にして比較

	新料金	旧料金	影響額
一般ガス <sup>※4</sup>	6,128円	5,957円	+171円
簡易ガス <sup>※4</sup> (大規模A団地)	5,599円	5,444円	+155円
〃 (中規模B団地)	5,849円	5,687円	+162円
〃 (小規模C団地)	5,282円	5,135円	+147円

注:大規模団地、中規模団地、小規模団地とは、供給地点数(戸数)が最も多いものを大規模大団地とし、1供給地点群の平均供給地点数に近いものを中規模団地、最も少ないもの小規模団地とした。

## (2) 地球温暖化対策のための税額変更に伴う家庭1月当たりの影響額(同上)

	新料金	旧料金	影響額
一般ガス <sup>※4</sup>	6,133 円	6,128	+5 円
簡易ガス <sup>※4</sup> (大規模A団地)	5,605 円	5,599	+6 円
〃 (中規模B団地)	5,860 円	5,849	+11 円
〃 (小規模C団地)	5,288 円	5,282	+6 円

※4 一般ガスは 61.954MJ/m<sup>3</sup>、簡易ガスは 100.4652 MJ/m<sup>3</sup>。一般ガスの 16 m<sup>3</sup>は簡易ガスの 10 m<sup>3</sup>とほぼ同一熱量なる。また、燃料費調整制度による調整額は含まない。

(お問い合わせ先)

内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課長 野原

担当:小渡・伊藤 電話:098-866-1756

(別紙)

**届出事業者一覧****一般ガス事業者（平成26年3月1日現在）**

	事業者名	代表者名	所在地
1	沖縄ガス(株)	代表取締役社長 宮 城 諱	沖縄県那覇市

**簡易ガス事業者（平成26年3月1日現在）**

(50音順)

	事業者名	代表者名	所在地
1	(株)東江ガス	代表取締役 東 江 徳 雄	沖縄県浦添市
2	糸満燃料(株)	代表取締役 金 城 憲 保	沖縄県糸満市
3	浦添ガス工業(株)	代表取締役 比 嘉 良 文	沖縄県浦添市
4	エッカ石油(株)	代表取締役社長 上 地 啓 太	沖縄県浦添市
5	(株)沖ガス	代表取締役社長 与那嶺 淳	沖縄県沖縄市
6	沖縄ガス(株)	代表取締役社長 宮 城 諱	沖縄県那覇市
7	沖縄協同ガス(株)	代表取締役社長 比 嘉 貞 雄	沖縄県与那原町
8	沖縄県農業協同組合	代表理事理事長 砂 川 博 紀	沖縄県那覇市
9	沖縄石油ガス(株)	代表取締役社長 幸 喜 徳 子	沖縄県浦添市
10	金秀鋼材(株)	代表取締役社長 上 地 隆	沖縄県西原町
11	宜野湾ガス(株)	代表取締役 池宮城 房 夫	沖縄県宜野湾市
12	(株)協和ガス	代表取締役社長 新 垣 昌 信	沖縄県浦添市
13	(有)具志頭給油所	代表取締役 備 瀬 克 秀	沖縄県八重瀬町
14	ザ・テラスホテルズ(株)	代表取締役社長 國 場 幸 伸	沖縄県名護市
15	(株)先島ガス	代表取締役 玉 城 栄 一	沖縄県石垣市
16	(株)白石	代表取締役社長 白 石 武 之	沖縄県那覇市
17	中部ガス事業(株)	代表取締役 津 覇 實	沖縄県沖縄市
18	(株)東和技研	代表取締役 當 眞 嗣 克	沖縄県西原町
19	(資)仲本屋	代表者 石 川 輝 彦	沖縄県うるま市
20	比謝川ガス(株)	代表取締役社長 渡 口 彦 則	沖縄県読谷村
21	ひまわりガス(株)	代表取締役社長 前 原 信 明	沖縄県沖縄市
22	(株)マルキガス名護	代表取締役社長 比 嘉 功 一 郎	沖縄県名護市
23	マルキ産業(株)	代表取締役社長 田 村 正 一	沖縄県那覇市
24	(有)丸徳ガス産業	代表取締役 上 原 貴 行	沖縄県那覇市
25	(有)美崎プロパン	代表取締役 下 地 眞 永	沖縄県石垣市
26	(株)山浩商事	代表取締役 山 端 康 成	沖縄県名護市
27	(株)寄川商会	代表取締役社長 寄 川 俊 男	沖縄県宮古島市
28	(株)りゅうせきエネプロ	代表取締役社長 武 田 充 夫	沖縄県那覇市

《参考》 国税庁HPから抜粋

## 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例等について

平成24年7月

国 税 庁

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)により、租税特別措置法の一部が改正され、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための課税の特例」が設けられました。

### 1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

石油石炭税は、国内で採取される「原油」「ガス状炭化水素」「石炭」保税地域から引き取られる「原油」「石油製品」「ガス状炭化水素」「石炭」に対して課税されていますが、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられ、平成24年10月1日から適用されることとされました。

なお、具体的には、次のように段階的に実施することとされています。

課税物件	本則税率 (石油石炭税法)	地球温暖化対策のための税率の特例(租税特別措置法)		
		平成24年10月1日～	平成26年4月1日～	平成28年4月1日～
原油・石油製品 (1kl当たり)	2,040円	2,290円 (+250円)	2,540円 (+500円)	2,800円 (+760円)
ガス状炭化水素 (1t当たり)	1,080円	1,340円 (+260円)	1,600円 (+520円)	1,860円 (+780円)
石炭 (1t当たり)	700円	920円 (+220円)	1,140円 (+440円)	1,370円 (+670円)

※カッコ書きは本則税率と特例税率との差額を表しています。

### 2 特定用途石油製品に係る石油石炭税の還付

以下、～省略～

\*\*\*\*\*

詳細については、下記政府広報ページ(地球温暖化対策のための税)でもご参照できます。

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201210/1.html>